

## 北海道が定める「花き」の慣行レベル

(H19.4.10付け食政第52号 北海道農政部長通知)

作物名	化学肥料		化学合成農薬	
	作型	慣行レベル (kgN/10a)	作型	慣行レベル (成分使用回数)
カーネーション	ハウス	30	秋切り	37
	ハウス	30	7～10月切り	37
スターチス(宿根)	ハウス	15	夏秋切り	41
キク	ハウス	23	ハウス8月切り	34
	ハウス	23	ハウス9月切り	40
宿根カスミソウ	ハウス	14	新苗8～10月切り	30
	ハウス	14	越年株春夏切り	30
アルストロメリア	ハウス	51	周年(定植年)	62
	ハウス	51	周年(定植2年目)	76
ユリ	ハウス	15	9月切り	25
トルコギキョウ	ハウス	15	夏秋切り	18
デルフィニウム	—	—	—	—
エラータム	ハウス	16	4月まき無加温7～10月切り	34
	ハウス		夏定植秋1回切り	26
ベラドンナ	ハウス	16	無加温・3回切り	38
	ハウス		夏定植秋1回切り	26
シネンシス	ハウス	18	2回切り(7月、9月)	49

注1： 化学肥料の慣行レベル(kgN/10a)は、生産過程等において使用される10a当たりの化学肥料の窒素分量の合計kg

注2： 化学合成農薬の慣行レベル(成分使用回数)は、生産過程等において使用される化学合成農薬の使用成分回数の合計